

(国公立)奨学のための給付金 対象者及び支給金額等確認シート

1. 令和6年7月1日時点で、学校に在籍しており、“高等学校等就学支援金”、“学び直し支援金”、又は“専攻科修学支援金”の支給対象である生徒ですか。

はい

いいえ

2. 令和6年7月1日時点で、生活保護(生業扶助)を受給している世帯ですか。

はい

いいえ

ケース①
へ

3. 保護者等全員が、申請年度の“道府県民税所得割額”及び“市町村民税所得割額”が非課税である世帯ですか。

はい

いいえ

4. 世帯に、扶養されている通信制の高等学校等または高等学校等専攻科に在籍する生徒がいますか。

はい

いいえ

ケース②
へ

5. 高校生等(本人及び高校に在学する兄弟姉妹)の他に15歳(中学生を除く)以上23歳未満で扶養されている兄弟姉妹がいますか。(特別支援学校高等部に通う兄弟姉妹も含む)

はい

ケース③
へ

7. 家計急変により、収入見込額が非課税相当となった世帯ですか。(家計急変…保護者の失職等により収入が激減し、生徒の就学に要する経費を支出することが困難になった状態)

はい

いいえ

8. 令和6年7月2日以降に、生活保護(生業扶助)の受給を開始した世帯ですか。

はい

いいえ

ケース⑥
へ

ケース⑦
へ

いいえ

6. 生徒本人のほかに、扶養されている高校生等がいますか。

はい

いいえ

ケース④
へ

ケース⑤
へ

ケース①…「生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯」です。32,300円が支給対象となります。

ケース②…通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)の生徒には、50,500円が支給され、通信制の高等学校等または高等学校等専攻科(専攻科)以外[※]の高等学校等の生徒もいる場合、その生徒には143,700円が支給されます。

ケース③…「非課税世帯第2子単価の世帯」です。143,700円が支給されます。

ケース④…高校生等のうち、1人目は122,100円が支給されます。2人目以降は143,700円が支給されます。

ケース⑤…「非課税世帯第1子単価の世帯」です。122,100円が支給されます。

ケース⑥…奨学のための給付金及び家計急変世帯向け給付金の支給対象ではありません。

ケース⑦…「家計急変世帯」です。家計急変の状況が確認できる書類を提出いただき、非課税相当と認められれば給付金の支給対象となります。支給額は、家計急変の時期や生徒の兄弟姉妹の有無などによって異なります。

※早期給付により一部の給付を受けた場合は、年額から早期給付額を控除した残額が受給額となります。
(※ 年額を超えた支給はない)